

未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託企画提案競技 審査基準

1 概要

企画提案書の審査は、「未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託審査委員会」において行う。

2 審査方法

(1) 企画提案書の内容を各審査委員が「①評価項目・配点」及び「②評点基準」により評価を行い配点を付す。

(2) (1)の審査委員ごとの配点を合計し、45点満点で換算する。

(3) 「③「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点」による加点を行う。(最大5点)

なお、共同企業体(JV)については、JVを構成する企業ごとの配点を合計し、構成企業の総数で除した点数を加点する。

(4) (2)及び(3)の合計得点が最も高い企画提案を選定する。

ただし、(2)の評価点が5割に満たない場合は選定しない。

なお、合計得点が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決める。

① 評価項目及び配点

分 類	評価項目（審査の視点）	配点
1 事業の実施体制	①業務を遂行する上で十分な実施体制と評価できるか。	5 点
2 実施スケジュール	②実施時期や期間等は仕様書を踏まえているか。また、準備期間を考慮した現実的なものと評価できるか。	5 点
3 提案内容	③業務委託の趣旨を十分理解しているか。	10 点
	④事業目的を達成する上で有効な手法か。	10 点
4 事業の実現性	⑤場所や手段などの面で、具体的かつ実現可能な内容となっているか。	5 点
5 事業経費の妥当性	⑥経費の積算に当たり、全ての業務について過不足なく項目出しと数量計上しているか。	5 点
	⑦見積単価や委託項目ごとの金額は経済的かつ妥当なものとなっているか。	5 点
合 計		45 点

② 評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

※評価項目③及び④については、評価点に係数2を乗じる。

③「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※ 1	1. 50%以上		1. 5 点	最大 2. 5 点
		2. 00%以上		2. 0 点	
		3. 00%以上		2. 5 点	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0. 25 点		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法 ※ 3	0. 125 点	
			次世代法 ※ 3	0. 125 点	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※ 2			0. 5 点	最大 1. 5 点
	法令に基づく認定	女活法 ※ 3	えるぼし	0. 75 点	
			プラチナえるぼし	1. 0 点	
		次世代法 ※ 3	くるみん	0. 75 点	
			プラチナくるみん	1. 0 点	
	若者雇用促進法 ※ 3	ユースエール	0. 25 点		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※ 4		各 0. 25 点	最大 0. 5 点
		女性の活躍推進企業表彰 ※ 4			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※ 4			
		男女共同参画社会づくり表彰 ※ 4			

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

※4 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。